

## (6) いかだ運送料

平成9年4月1日実施  
九州地方港運協会  
TEL 321-7231

### I 適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

### II 料金の種類及び適用方

#### 1. 基本料金

本船沖取－仕訳筏組

(1立方メートルにつき 単位円)

品 目		金 額
原 木	米 国 材	1,083
	南 洋 材	880
	北 洋 材	1,336

(注) 筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

#### (1) 作業範囲

基本料金が、適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航のうえ、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

#### (2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

#### 2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役 日曜日・祝祭日荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役 日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の6割増 基本料金の10割増

### 3. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

区 分	金 額
昼間（8時30分から16時30分まで）	30,470
半夜（16時30分から21時30分まで）	47,400

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港湾事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

### 4. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1立方メートルにつき 3円53銭
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1立方メートルにつき 3円09銭

### 5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

## 6. その他

- (1) 特殊貨物（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、棧積・棧崩しを伴う作業等）及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 水面保管 10 種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。
- (3) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。